

第2章 環境目標・環境施策

1 望ましい環境像

「望ましい環境像」とは、久喜市環境基本条例の基本理念を実現するため“目指すべき未来の本市の環境の姿”です。

本計画では、“水と緑が豊かで美しい農的・田園的な風景・環境”の中に、“住みやすいまちが調和”した本市の環境を、誇りとして守り・育て、未来の子どもたちに引き継いでいくことを表すものとして、「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」を望ましい環境像として掲げ、施策を推進してきました。

自然環境と都市環境の調和した住みよいまちづくりを、行政だけでなく市民・事業者のみなさんの参加のもと進めていくというメッセージが込められたこの望ましい環境像を引き継ぎ、実現を目指していきます。

**水と緑と街が調和した
豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち
『久喜』**

将来の久喜市のイメージ

環境目標が決まり次第、イメージ図追加

計画書の見方

レイアウトは調整中

- ① 環境目標
- ② 現状と課題
- ③ 施策展開の方針
- ④ 環境目標と関連した SDGs
- ⑤ 環境目標の達成度合いを測る環境指標
- ⑥ 環境目標が実現した将来イメージ
- ⑦ 環境目標の実現に向けた市の取組
- ⑧ 個別目標の実施方針
- ⑨ 個別目標の実現に向けた実施する施策
- ⑩ 環境目標の実現に向けた市民の取組
- ⑪ 環境目標の実現に向けた事業者の取組

1 環境目標 2 豊かな自然と人がともに生きるまち

現状と課題

1 みどりの保全

② 県営公園の権現堂公園や久喜農圃公園、久喜市総合運動公園や弦代公園などをはじめとする身近なみどりは、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質（QOL）の向上にも貢献しています。
しかしながら、近年は都市化が進む中で、これらの自然空間が失われつつあります。そのため、樹林地や水辺の改変、遊休農地の増加を最小限にとどめるとともに、みどりの保全や創出を支援する制度の活用、コミュニティ活動や健康づくりの場としてのみどりの活用など、本多勢六博士の公園整備や緑地保全に対する理念を継承し、市民がみどりとふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していく必要があります。

生物多様性の保全と理解の促進

本市には、利根川、中川、青毛堀川、元荒川などの河川のほか、裏山用水や見沼代用水などの用水路、池沼や湿地などの水辺、歴史的象徴の社寺林や屋敷林、市街地周辺の田園などの多様な環境要素が存在するため、多様な動植物が生息・生育し、生物多様性が豊かな地域となっています。

「指定希少野生生物種」であるカワラナヅナ、コキツネノボケ、ヒメシロアザガ、ミドリシジミをはじめ、種物ではミスワラビ、デンジソウ、サンショウモ、キクモ、ミスオオバコ、タタラカンガレイ、シュラン、動物ではカヤネズミ、オオカ、コムラサキ、トウキヨウダルマガエルの生息が確認されていますが、生育・生息場所が減少しています。

近い将来絶滅が危ぶまれている生きものもあり、市内の生物多様性の保全に向けて、生態系ネットワークの維持・形成、在来の生きものの保全やアライグマやアカミミガメ、ミスヒマワリなどに対する外来生物対策を進めていく必要があります。

また、私たちの暮らしは多様な生きものが関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

2034（令和12）年の将来イメージ

⑥ 生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、河川や排水路、池沼、湿地などの水辺、農地、屋敷林、河畔砂丘などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりをみせています。

絶滅に瀕している生きものの生息域が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に還元しつつあります。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養（かんよう）されています。

まちなかでは、本多勢六博士の理念を具現化した公園の整備や住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

将来イメージ、取組に合わせた写真やイラストを追加

3 施策展開の方針

③ 樹林地や水辺、農地などは、空気浄化や水源涵養（かんよう）の機能を有するほか、動植物の生息・生育空間など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全する必要があります。また、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりややすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。

これらの大切な自然を次世代へと引き継いで「豊かな自然と人がともに生きるまち」を実現するために、本多勢六博士の緑地保全に対する理念を継承し、緑地や水辺の改変、遊休農地の増加を最小限にとどめるとともに、池沼や湿地、公園、屋敷林などの「拠点」、河川や水路、道路などの「ネットワーク」、そして、水と緑の特性に応じた「ゾーン」を組み合わせて、有機的な水と緑のネットワーク形成を図ります。

また、市民が自然に親しめるよう、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していくほか、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。

関連する SDGs



4 数値指標

指標	現状値 令和3（2021）年度	目標値 令和14（2032）年度
⑤ 都市公園の整備（供用）面積		
市民一人当たりの都市公園面積		
⑤ 自然環境保全地区の指定数（累計）		
環境保全型農業推進事業実施面積		

7 基本目標達成のために市が行うこと

個別目標（5） 生物多様性の保全

- 12) 動植物の生息・生育環境の保全
- ・市内の動植物の実態を定期的に把握
 - ・生きものの生息地（ハビタット）となっている既存の緑や水辺を保全するとともに、生物多様性に配慮した緑や水辺の創出・管理を促進
 - ・環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全の重要性を市民・事業者へ周知・啓発

13) 動植物とふれあえる空間の創出

- ・緑や水辺の適切な維持管理の実施
- ・自然観察イベントなど、動植物とふれあえる機会と場の提供

14) 外来種対策の推進

- ・「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系や生活環境等への被害防止を推進

個別目標達成に向けた施策

施策	主要担当部署
① 「指定希少野生生物種」の生息・生育調査を継続的に実施するとともに、指定を継続し、保護を呼びかけます。	環境課 農業振興課 道路河川課 公園緑地課
② 自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、市内のボランティアやNPO法人等と協働して、動植物の実態把握に努めます。	
③ 自然環境保全地区の指定の拡大に努めます。	
④ 希少動植物の生息・生育状況の情報収集に努め、土地所有者などの理解・協力を得ながら適切な保全策を講じます。	
⑤ 「ふゆみず田んぼ」を実験的に実施し、コウノトリの採餌環境づくりに努めます。	
⑥ 生物多様性に影響を与える開発行為などに対しては、環境保全対策を講じるよう適切に指導するとともに、特に重要な地域を保全する仕組みを検討します。	
⑦ 「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。	






10 基本目標達成のために市民が行うこと

1. 樹林地や水辺空間、公園の美化活動など、地域の環境保全活動に参入して参加します。
2. 市や地域の緑化活動に参入して協力、参加します。
3. 自然観察会や体験型学習イベントなどに積極的に参加します。
4. 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
5. 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めます。

11 基本目標達成のために事業者が行うこと

1. 市民や市が実施する自然観察イベントや美化活動に積極的に協力、参加します。
2. 市や地域で行う緑化運動に協力します。
3. 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
4. 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めます。
5. 敷地内や屋上などの緑化に努めます。

2 環境施策の体系

望ましい環境像	環境目標	関連する SDGs
水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、 未来につなぐまち『久喜』	1 脱炭素な暮らしを営むまち	
	2 豊かな自然と人が ともに生きるまち	
	3 資源循環に配慮した くらしを育むまち	
	4 健康で安全・安心・快適に 暮らせるまち	
	5 みんなで取り組む 環境づくりのまち	

個別目標	施策
(1) 省エネルギーの推進	1) 家庭の省エネルギーの促進 2) 事業者の省エネルギーの促進 3) 公共施設の省エネルギーの推進 4) 建物の省エネルギー化の促進
(2) 再生可能エネルギーの利用促進	5) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進 6) 広域連携による再生可能エネルギーの調達の促進
(3) 脱炭素型まちづくりの推進	7) スマートコミュニティの促進 8) 移動における脱炭素化の促進
(4) 気候変動適応策の推進	9) 自然災害対策の推進 10) 健康被害対策の推進 11) 市民生活への影響対策の推進
(5) 生物多様性の保全	12) 動植物の生息・生育環境の保全 13) 動植物とふれあえる空間の創造 14) 外来種対策の推進
(6) みどり・水辺の保全	15) 緑地の保全、創出、活用 16) 水辺の保全、整備、活用 17) 公園の整備、活用 18) 水循環の保全
(7) 5Rの推進	19) ごみの発生抑制に向けた普及、啓発 20) 資源化推進のための仕組みづくり 21) 循環経済への転換に向けた普及、啓発
(8) 適正な処理の推進	22) 分別排出、収集の徹底 23) 安定的で効率的なごみ処理体制の推進
(9) 公害防止対策の推進	24) 公害防止対策の推進 25) 監視、測定の実施
(10) 安全・安心な生活環境の保全	26) 環境美化の推進 27) まちなみ景観の向上 28) 災害に強いまちづくりの推進
(11) 環境教育・環境学習の推進	29) 学校における環境教育の充実 30) 地域における環境学習機会の拡充
(12) 環境に配慮した行動の実践	31) 環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換 32) 環境活動情報の共有
(13) 協働による環境活動の推進	33) 環境ボランティアの育成 34) 環境に配慮した活動への支援 35) 協働による環境活動、イベントの充実

3 環境目標・環境施策

環境目標 1

脱炭素な暮らしを営むまち

現状と課題

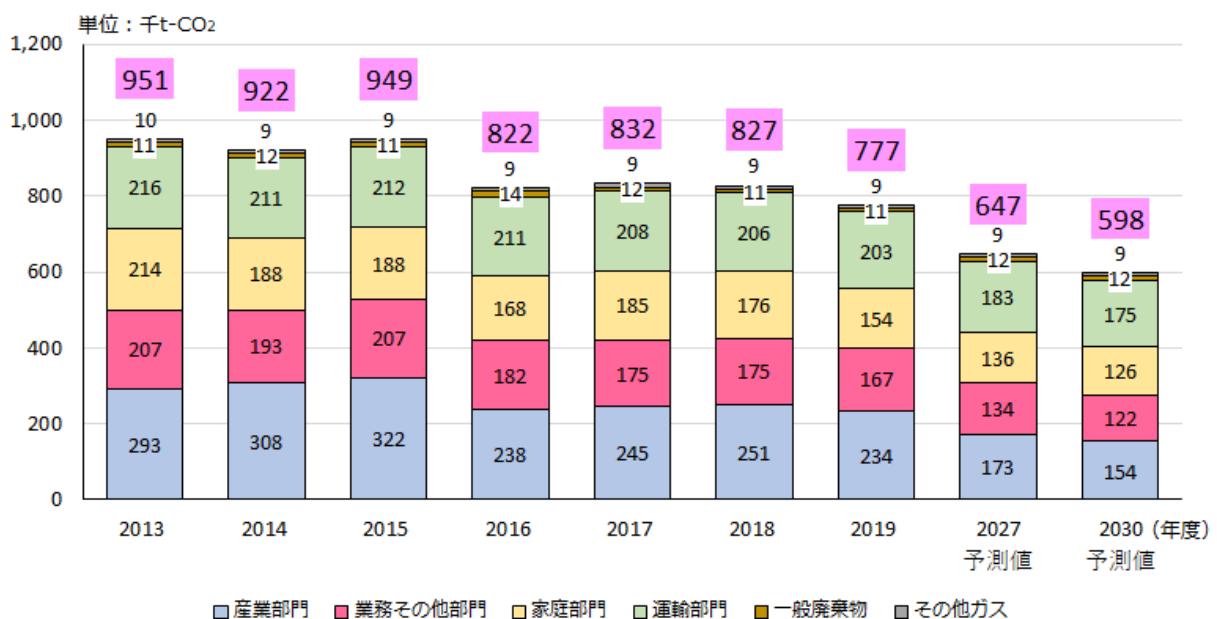
市内の温室効果ガス排出量の推移と将来予測

本市全域における 2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量は 951 千 t-CO₂ で、2019（令和 2）年度現在まで減少傾向で推移しています。部門別では、産業部門、運輸部門からの排出量が多くなっています。

排出量が減少している要因としては、省エネ機器の普及拡大や省エネ行動の実践割合の増加、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及、電力排出係数の低下などの複数の要因が考えられます。

現在の傾向が今後も続くと仮定した場合、2030（令和 12）年には 598 千 t-CO₂ と 2013（平成 25）年度から 37.1%減少すると予測されます。

市内における温室効果ガス排出量の推移と今後の見通し



市内における温室効果ガス排出量の推移と今後の見通し

部門		実績値		予測値	
		2013年度	2019年度	2027年度	2030年度
		t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
産業部門	農林水産業	6,628	8,758	8,184	8,080
	建設業・鉱業	8,410	6,390	5,824	5,478
	製造業	278,169	218,454	158,809	140,007
	産業部門合計	293,208	233,602	172,816	153,565
業務部門		207,473	167,292	133,672	122,462
家庭部門		214,270	154,123	136,153	125,676
運輸部門	自動車	204,773	194,334	175,948	168,189
	鉄道	11,034	8,405	7,550	7,176
	運輸部門計	215,807	202,739	183,498	175,365
一般廃棄物		10,737	10,520	12,292	12,248
CO ₂ 排出量合計		941,495	768,277	638,432	589,317
その他ガス		9,746	9,189	8,815	8,679
温室効果ガス排出量合計		951,241	777,465	647,246	597,996

温室効果ガス排出量が増減する要因

温室効果ガス排出量の増減の主な要因としては、以下のものがあげられ、これら複数の要因が絡み合って増減します。

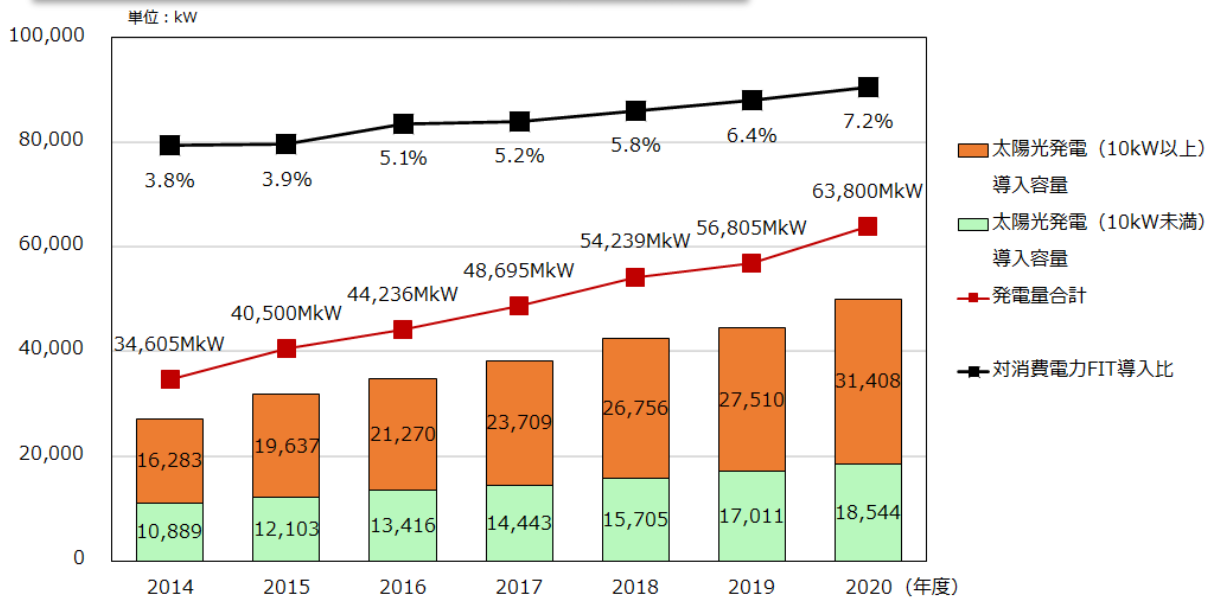
- ・天候（気温）
- ・人口・世帯の増減
- ・事業所の増減、経済活動の増減
- ・自動車保有台数、走行距離の増減
- ・ごみ排出量の増減
- ・日常生活や事業活動における生活家電、設備機器の増減
- ・日常生活や事業活動における省エネ活動・実践割合
- ・日常生活や事業活動における省エネ機器や再エネ機器、省エネ建築物の導入率
- ・生活家電や産業用機器、自動車などにおける省エネ化に向けた技術革新
- ・電力排出係数の増減

今後の見通しとして予測した排出量は、これらの要因が現在の傾向で推移すると仮定し、かつ現在の地球温暖化対策のみを継続した場合の推計（BaU 推計）です。

再生可能エネルギーの導入状況

2020（令和2）年度における本市の再生可能エネルギーの導入容量（FIT 認定分）は49,952kW、発電量は63,800MWhとなっており、全量が太陽光発電によるものです。再生可能エネルギーによる発電電力量は、市域で消費される全電力量の7.2%に相当します。太陽光発電容量別では、10kW未満が約37%、10kW以上が約63%となっています。

市内における再生可能エネルギーの導入状況の推移



※2021（令和3）年税務 GIS（航空写真レイヤ）による太陽光パネル面積は428,439㎡、導入容量42,844kW

エネルギー消費量と二酸化炭素排出量

●エネルギー消費量とは？

ガソリン、軽油、都市ガスなど化石燃料の使用、化石燃料を用いて発電された電力や熱の使用によって得られる発熱量のことで、単位はJ（ジュール）です。消費量には、再生可能エネルギーは含まれていません。

日々の生活を営む上でエネルギーは必要不可欠なものですが、このエネルギーの原材料として、石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料が使われています。

●二酸化炭素排出量とは？

主にガソリン、軽油、都市ガスなどの化石燃料の使用、化石燃料を用いて発電された電力や熱の使用によって排出される二酸化炭素量のことで、単位はkg-CO₂あるいはt-CO₂です。排出量には、再生可能エネルギーは含まれていません。

二酸化炭素排出量は、以下の式であらわすことができます。

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{燃料の使用量} \times \text{燃料別排出係数}$$

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{エネルギー消費量} \times \text{エネルギー種別排出係数}$$

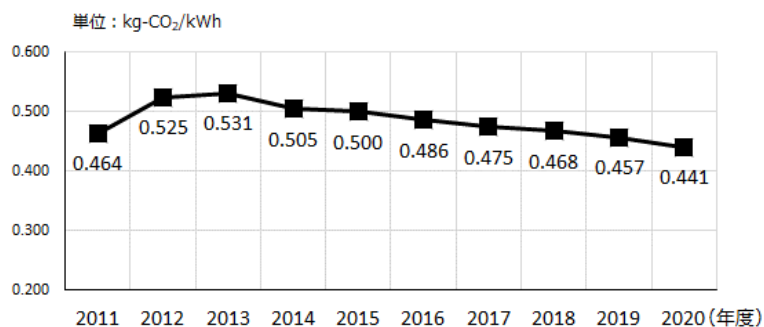
二酸化炭素排出量を減らすということは、化石燃料によるエネルギー消費量を減らすこと、あるいは化石燃料によるエネルギー消費量を再生可能エネルギーに置き換えるということになります。

電力の二酸化炭素排出係数

電力事業者は、火力、水力、原子力など様々な方法を用いて発電を行っています。同じ電気を発電するにも、石油や天然ガスなどの化石燃料を使った火力発電は多くの二酸化炭素を排出しますが、太陽光などの再生可能エネルギーによる発電は、発電設備等の製造時や廃棄時には二酸化炭素が排出されますが、発電（設備稼働）の際にはほとんど二酸化炭素を排出しません。そのため、電気の供給1kWh あたりどれだけの二酸化炭素を排出しているかを排出係数で表しています。

電力の排出係数は、電力需要や社会情勢に応じて電力事業者は発電方法を組み合わせて対応するため、各年で変動します。近年では、東日本大震災により原子力発電が停まり火力発電が増えたことで排出係数が大きくなっていましたが、最新鋭の高効率火力発電設備の導入や再生可能エネルギーの活用などにより、排出係数は低下する傾向にあります。

2020年度のCO₂排出係数は、0.447kg-CO₂/kWh で、2013年度（0.531kg-CO₂/kWh）より16%の減少となっています。



資料：東京電力ホールディングスウェブサイト

緩和策の一層の拡充

これまで本市では、家庭・事業所における省エネ行動の促進や再生可能エネルギーの導入支援などに取り組んできましたが、引き続き、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、さらなる排出削減に向けた取組が求められます。

特にエネルギー利用効率の高い機器への更新や新規導入を促進するとともに、建物の省エネ化など、より削減効果の大きい取組についても普及・啓発を行っていく必要があります。

再生可能エネルギーの導入の加速

2050年カーボンニュートラルを実現するためには、化石燃料によるエネルギー消費から再生可能エネルギー利用へと転換していくことが必要です。

本市では、2020（令和2）年度までに49,952 kWの再生可能エネルギーが導入されましたが、温室効果ガス排出量の削減のためには、さらなる設備導入が求められています。

引き続き、市内における太陽光などの再生可能エネルギーについて、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、災害に強いまちづくりを進める上でも、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら利用を促進する必要があります。

また、固定価格買取制度（FIT）終了後の再生可能エネルギーの活用方策についても国の動向等を注視しながら検討を行う必要があります。

施策展開の方針

本市は、2021（令和3）年4月に久喜市「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す表明をしました。

「2050 カーボンニュートラル」の実現は、約30年間におよぶ長期にわたる取組が求められることから、本計画の目標年次である2032（令和14）年度までをカーボンニュートラル実現への加速期間としてとらえ、これまでの「排出抑制」、「低炭素」の考え方から「排出削減」、「脱炭素」の考え方へシフトし、省エネルギー行動の徹底、再生可能エネルギー利用拡大、次世代自動車の普及拡大やエネルギー利用効率の高い住宅・建築物の普及など、脱炭素型まちづくりなどの充実・強化を図ります。

また、本市で暮らし活動する人びとが、積極的に環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を展開し、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が削減された脱炭素社会の実現を目指します。

また、近年、地球温暖化による気候変動との関連が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害、熱中症や感染症による健康被害などから市民の命と安全・安心な生活を守るため、国や埼玉県と連携しながら気候変動の影響に対応する取組み（適応策）の強化を図ります。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 令和3（2021）年度	目標値 令和14（2032）年度
市域の温室効果ガス排出量	777 千 t-CO ₂ (令和2（2020）年度)	420 千 t-CO ₂
市の事務事業からの温室効果ガス排出量	11,695 t-CO ₂	(検討中)
市内の再生可能エネルギー導入容量（累計）	49,954 kW (令和2（2020）年度)	129,210 kW

2032（令和14）年の将来イメージ

家庭や事業所においては、無駄を排除し、無理なく続けられる省エネ行動の実践が当たり前となっています。省エネ型の機器や次世代自動車^{※1}の導入が進むなど、脱炭素に向けた取り組みが着実に進み、温室効果ガスの排出も減少しています。

家庭や地域での再生可能エネルギー設備などの導入、利用が拡大しているほか、他の自治体や事業者との連携による再生可能エネルギーの調達が進んでいます。

また、エネルギー創出に加え断熱性などの省エネルギー性能を追求したエネルギー収支がプラスマイナス「ゼロ」の住宅や工場、ビルの建設が進むなど、まちの脱炭素化が進んでいます。

気候変動リスクに適応する取り組みも進められ、市民の防災意識が高まるとともに、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取り組みが浸透したまちになっています。

将来イメージ、取組に合わせた写真やイラストを追加予定

※1 電気自動車（EV）、プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池車（FCV）で、走行時に排出ガスを出さない「ゼロエミッション車」（ZEV:Zero Emission Vehicle)のこと。

温室効果ガス排出削減目標

本計画における削減目標は、ゼロカーボンシティの実現に向け、以下のとおり設定します。

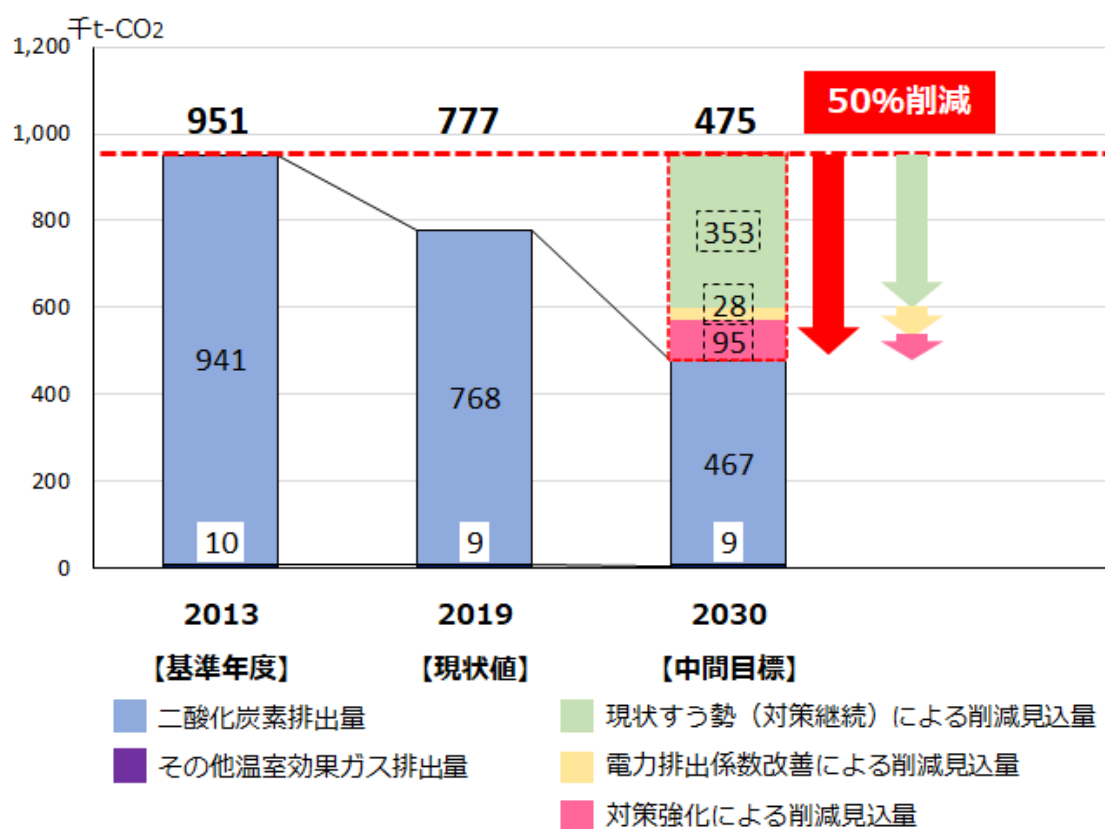
計画目標

2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比で
50%削減

長期目標

2050（令和 32）年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロ

温室効果ガス排出削減目標



温室効果ガス排出量及び削減量の部門別内訳

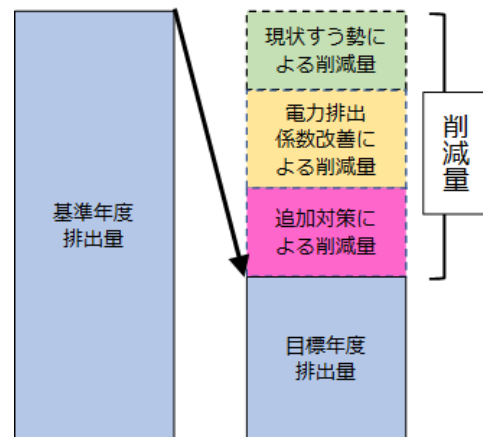
単位：千t-CO₂

部門	2013年度 排出量	2030年度 排出量	基準年度（2013）からの削減量				基準年度比削減率(%)		
			現状すう勢 (対策継続) 分	排出係数 改善分	対策強化分	うち 対策強化分			
CO ₂	産業	293	135	-158	-140	-10	-9	-54%	-3%
	業務	207	96	-111	-85	-10	-16	-54%	-8%
	家庭	214	72	-142	-89	-7	-47	-67%	-22%
	運輸	216	160	-56	-40	-1	-15	-26%	-7%
	廃棄物	11	4	-6	2	0	-8	-60%	-75%
	計	941	467	-475	-352	-28	-95	-50%	-10%
その他ガス 合計	10	9	-1	-1				-11%	
温室効果ガス 合計	951	475	-476					-50%	

削減量の考え方について

基準年度からの削減量は、現状すう勢による削減量、電力排出係数改善による削減量、対策強化による削減量を積み上げた数値とします。

また、対策強化量とは、久喜市の施策として実施可能な市民や事業者の行動変容の促進、再生可能エネルギー設備の導入の促進、省エネルギー型の設備機器の導入・更新の促進、建築物の省エネルギー化への誘導などであり、国や県の制度変更や科学技術等の進展による対策量は見込んでいません。



削減の根拠	将来予測の考え方	削減見込量に含まれる事項
現状すう勢 (対策継続)	排出量と相関の大きい社会経済情勢（人口・世帯、事業活動等の「活動量」）が、現状の傾向で将来も推移すると仮定。	「活動量」（世帯数、業務延床面積、自動車台数、焼却ごみ量など）の変化率による排出量の増減。
	「活動量あたりのエネルギー消費量」には国や事業者等と連携して進めてきた各種対策の効果がこれまでの推移に反映されていると捉え、その効果が現状の傾向で将来にも反映されると仮定。	日常生活や事業活動において、省エネ活動、高効率な省エネ機器、省エネ住宅の導入等の取り組みが、現状の水準で継続された場合の排出量の減少。
電力の排出係数の改善	国から示された、2030年度における電力の二酸化炭素排出係数の目標値が達成されると仮定。	排出係数（単位 kg-CO ₂ /kWh）改善による電力由来 CO ₂ 排出量の減少。 0.457 (2019)⇒0.333 (2030 目標)
対策強化*	市として実施可能な行動変容の促進、設備機器の導入・更新の支援や指導・誘導などの対策を中心に、削減可能性を試算。	再生可能エネルギーの導入やプラスチックごみの削減、建築物の脱炭素化などによる排出量の減少。

*現状すう勢（対策継続）に含まれる削減見込量と重複を避けるため、新規の取組みやこれまでの水準を上回る取組みを検討する。

再生可能エネルギー導入目標

本計画における再生可能エネルギーの導入目標[※]は、以下のとおり設定します。

**2030（令和12）年度までに
再生可能エネルギー導入容量（累計）を116,000 kW以上**

※FIT認定分をもとにした目標値

※2020（令和2）年度比で約2.3倍に相当

温室効果ガス排出量の削減と再生可能エネルギーの関係

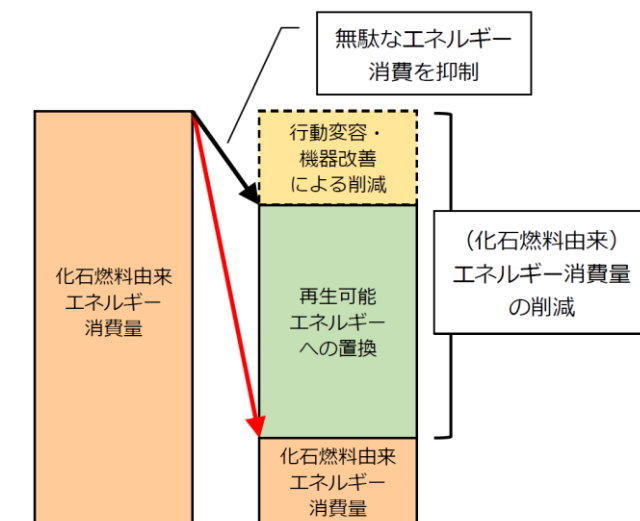
日々の生活を営む上でエネルギーは必要不可欠なものであり、私たちの日常生活や経済活動において、調理や給湯のように熱を出す働きや、家庭の照明のように光らせる働き、自動車や鉄道のように物を動かす働き、テレビやラジオのように音を出す働きなど、エネルギーはさまざまな形に変換され利用されています。例えば、2019年度における本市の一般的な家庭では年間約25GJのエネルギーを消費しています。

本計画が示す温室効果ガス排出量の削減は、エネルギー消費を削減することと同義ですが、日常生活や経済活動に必要なエネルギー消費を削減するということではありません。化石燃料を原材料としたエネルギー消費を削減するということです。

すなわち、無駄なエネルギーの消費は抑えつつも、必要不可欠なエネルギーは、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーで賄っていく、現在の化石燃料由来のエネルギーを太陽光などの再生可能エネルギーに置き換えていくということになります。

例えば、一般的な家庭では、2050年度までに省エネ行動の徹底や省エネ家電の導入などを行ったとしても年間約10～15GJのエネルギーが必要と予測されます。この必要とするエネルギーを全て再生可能エネルギーで賄うことによって、日々の生活を快適に営みつつ、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出量を実質ゼロに抑えることが可能となるのです。

■エネルギー消費量の削減の仕組み



環境目標達成のために市が行うこと

個別目標（1） 省エネルギーの推進

1) 家庭の省エネルギーの促進

- ・省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進
- ・省エネタイプの機器・設備導入を進めるための支援を実施

2) 事業者の省エネルギーの促進

- ・省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進
- ・省エネ診断の受診促進、設備の適切な運転管理と保守点検実施の周知と普及

3) 公共施設の省エネルギーの推進

- ・「第3次久喜市環境保全率先実行計画」に基づき、市の事務事業に係る省エネルギー対策を推進

4) 建物の省エネルギー化の促進

- ・省エネルギー化に配慮した建物・設備の普及・啓発
- ・公共施設の更新・整備等の機会を捉えて、建物における省エネ技術、エネルギーマネジメント技術の積極的な導入

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	電気・ガスの節約や利用の効率化など、市民や事業者の脱炭素社会実現に向けた省エネルギー行動の普及を促進します。	環境課 施設所管課
②	省エネルギー対策に関する情報の提供、環境学習講座の展開など、省エネルギーの知識・意識の向上のための啓発を図ります。	
③	家庭や事業所における高効率機器の設置・購入を促進します。	
④	市民、事業者、市が協働して省エネルギー行動の普及に取り組めます。	
⑤	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	
⑥	事業所における環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。	
⑦	第3次久喜市環境保全率先実行計画に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。	
⑧	戸建住宅や集合住宅、ビル等の新築時や増改築時には、ZEH、ZEBや断熱性能の向上など、省エネルギー性能の高い建築物となるよう普及・啓発活動を推進します。	
⑨	公共施設においては、高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。	

環境マネジメントシステム

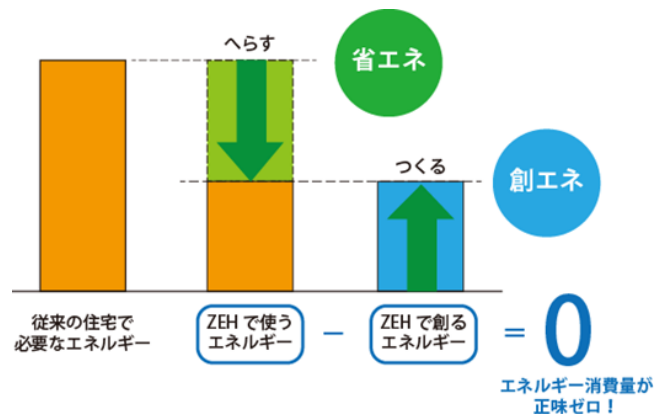
組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、環境マネジメントは、事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法です。

環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション2.1や、国際規格のISO14001のほか、NPOや中間法人等が策定したエコステージなどがあります。

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

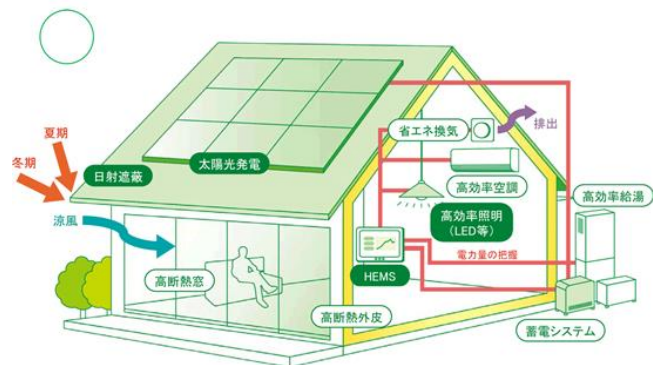
●ZEH（ゼッチ）・ZEB（ゼブ）とは？

建物の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のことで、住宅の場合はZEH（ゼッチ）、ビルの場合はZEB（ゼブ）といいます。



●ZEH・ZEBのメリット

高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができるほか、台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことのできるなどのメリットがあります。



資料：経済産業省

個別目標 (2) 再生可能エネルギーの利用促進

5) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進

- ・自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入拡大を進め、家庭や地域でのエネルギー創出を促進

6) 広域連携による再生可能エネルギーの調達の促進

- ・他自治体や企業との広域的連携による、再生可能エネルギー電力の調達を推進

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、住宅や工場、商業施設、公共施設などの未活用の屋根や駐車場、遊休地、営農型発電など太陽光設備が設置可能な場所の活用を促進します。	環境課 久喜ブランド推進課 アットコミュニティ推進課 施設所管課
②	「久喜市電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、公共施設における再生可能エネルギーの導入に努めます。	
③	再生可能エネルギーの余剰電力の蓄電やピークシフト等に資する蓄電池の導入を促進します。	
④	自家消費を前提に、余剰分の再生可能エネルギーを地域内で利用できる仕組みづくりを推進します。	
⑤	地域新電力など、市民、NPO 及び事業者等の主体的な発想や資金を活用し、地域主導で再生可能エネルギーの普及を進めるための実現化方策を検討します。	
⑥	水素エネルギーの活用、インフラ整備等に関する国・県等の動向把握や関連情報の収集を実施します。	

個別目標 (3) 脱炭素型まちづくりの推進

7) スマートコミュニティの促進

- ・地域の特性に応じた分散型エネルギーシステムの構築
- ・CO₂の吸収・貯留につながる身近な緑や農地の保全の検討

8) 移動における脱炭素化の促進

- ・次世代自動車の啓発・普及
- ・公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりの推進

個別目標達成に向けた施策

施策	主な担当部署
① 市街地整備や公共施設の更新などまちづくりの機会を捉え、地区単位でエネルギーを効率的に利用するスマートコミュニティの創出を検討します。	環境課 アットマゼット推進課 農業振興課 道路河川課 都市計画課 都市整備課 公園緑地課 施設所管課
② 都市計画マスタープランに基づき、都市機能の誘導を図るとともに、生活利便施設にアクセスしやすい環境を整えたコンパクトなまちづくりを推進します。	
③ 防災拠点となる公共施設等においては、再生可能エネルギー（太陽光発電、コージェネレーション、電気自動車（EV）、蓄電池等）を活用した、災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を検討します。	
④ CO ₂ の吸収・貯留につながる身近な緑や農地の保全を図ります。	
⑤ 森林環境譲与税を活用した森林整備や公共施設における木材利用を推進します。	
⑥ みどりのカーテンの普及など、まちの脱炭素化に貢献する緑化を促進します。	
⑦ 生活道路の整備をし、歩行者等の利便性を高めます。	
⑧ エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。（再掲）	
⑨ 大規模荷主や自動車通勤者が多い事業所に対し、エコドライブなどの適正運転の実施、公共交通機関の利用やカーシェアリングの導入などの取組を働きかけます。	
⑩ 電気自動車充電設備や水素ステーションなど、電気自動車・燃料電池自動車の普及促進に必要なインフラ整備を検討します。	

個別目標 (4) 気候変動適応策の推進

気候変動対策 ～緩和策と適応策～

地球温暖化の対策には、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する（または植林などによって吸収量を増加させる）「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する（または気候変動の好影響を増長させる）「適応」の二本柱があります。

緩和とは？

原因を少なく

2つの 気候変動対策

適応とは？

影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす
- 温室効果ガスを減らす

適応策の例

- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

資料：気候変動適応情報プラットフォーム (<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>)

気候変動のリスクと影響

IPCC 第5次評価報告書では、将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘されており、確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、海面上昇や洪水・豪雨、食料不足、生態系の損失などが挙げられています。

◆気候変動による将来の主要なリスク

1 海面上昇 高潮 <small>(沿岸、島しょ)</small>	2 洪水 豪雨 <small>(大都市)</small>	3 インフラ 機能停止 <small>(電気供給、医療などのサービス)</small>
4 熱中症 <small>(死亡、健康被害)</small>	将来の 主要なリスク とは？ <small>複数の分野地域におよぶ 主要リスク 出典) IPCC第5次評価報告書 WGII</small>	5 食糧不足 <small>(食糧安全保障)</small>
6 水不足 <small>(飲料水、灌漑用水の不足)</small>	7 海洋生態系 損失 <small>(漁業への打撃)</small>	8 陸上生態系 損失 <small>(陸域及び内水の生態系損失)</small>

◆2100年末に予測される日本への影響

日本への影響は？		
2100年末に予測される日本への影響予測 (温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)		
気温	気温	3.5~6.4℃上昇
	降水量	9~16%増加
	海面	60~63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83~85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1~1.2倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失~現在の7%に減少
	フナ	生育可能な地域が現在の10~53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
健康	タンカン	作付適地が国土の1%から13~34%に増加
	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトシジミカ	分布域が国土の約4割から75~96%に拡大

出典: 環境省環境研究総合推進費 5-6 2014年度報告書

資料：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

久喜市において予測される気候変動の影響

埼玉県環境科学国際センターによる久喜市の影響評価（作業中）を掲載予定

9) 自然災害対策の推進

- ・集中化、激甚化する降雨による河川氾濫、浸水などの自然災害について、国及び埼玉県と連携した治水事業などのハード対策を推進
- ・久喜市防災ハザードマップの周知やマイ・タイムラインの作成など市民等に向けた情報発信・普及啓発などソフト対策を推進

10) 健康被害対策の推進

- ・熱中症の予防に向けて、高齢者等のハイリスク市民へ向けた効果的な注意喚起の実施
- ・ヒートアイランド現象を緩和するため、建築物の蓄熱抑制やまちなかの緑化を推進

11) 市民生活及び農作物への影響対策の推進

- ・災害時における各種ライフラインや交通網の強靱性を確保するため、関係機関との連携を強化
- ・光化学オキシダント情報の周知
- ・関係機関と連携しながら、農作物への影響対策を推進
- ・産地力の強化による販売価格の維持、向上

個別目標達成に向けた施策

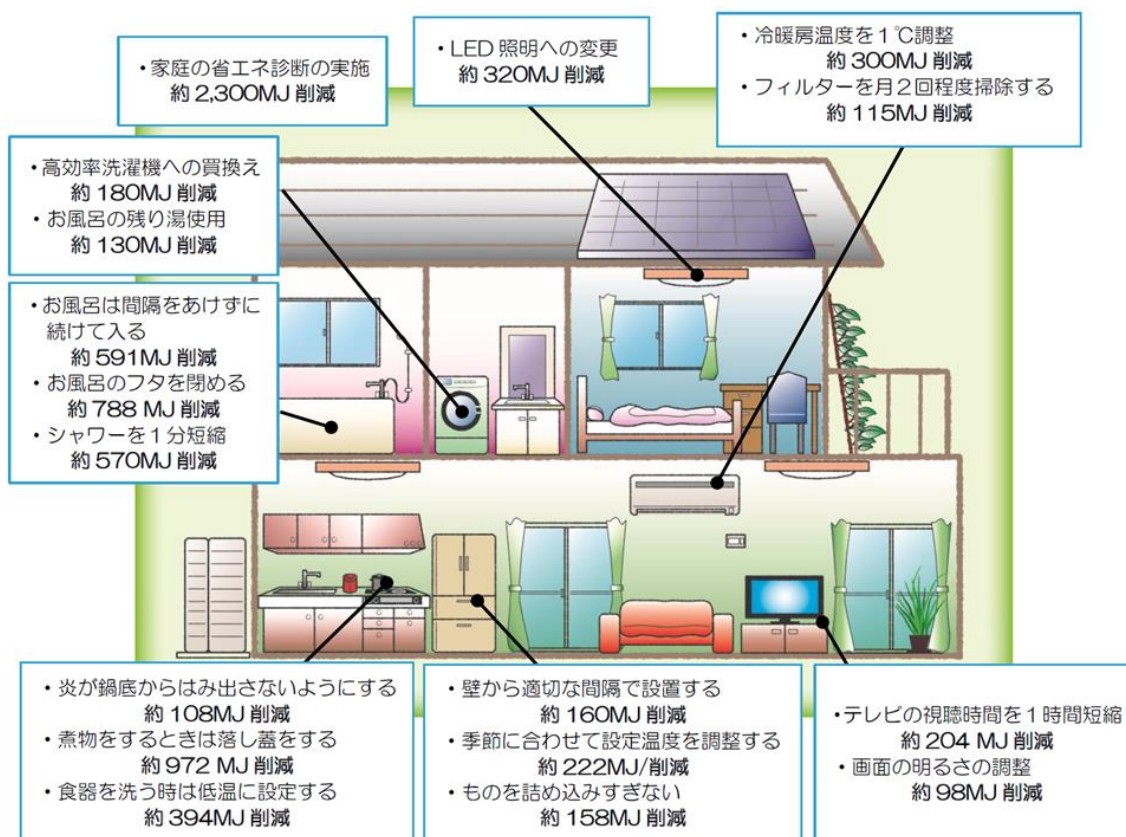
	施策	主な担当部署
①	国や埼玉県、流域自治体と連携し、堤防強化対策などの治水事業を推進します。	環境課 消防防災課 農業振興課 高齢者福祉課 中央保健センター 道路建設課 道路河川課 都市計画課 公園緑地課 下水道施設課
②	下水道施設・貯留施設の整備、雨水貯留施設の設置促進、排水施設の整備や適切な管理の推進など、水害予防対策を推進します。	
③	久喜市防災ハザードマップの周知や防災アプリの活用の促進、マイ・タイムラインの作成支援などを図り、市民の防災意識の向上を促進します。	
④	熱中症の予防のため、ホームページや防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高齢者等に対する見守り、声かけ活動の強化を推進します。	
⑤	熱中症の予防のため、県と連携して市内の公共施設や事業所を「まちのクールオアシス」として認定し、休息施設としての利用を促進します。	
⑥	地表面などの緑化、透水性舗装の拡大など、ヒートアイランド現象の緩和に向けた取組を推進します。	
⑦	光化学オキシダント注意報発令時には迅速に周知を図ります。	
⑧	災害発生時における各種ライフラインや交通網の強靱性を確保するため、関係機関等に依頼し、連携を図ります。	
⑨	関係機関等と連携し、高温化に対応した農作物の栽培方法や品種の情報収集を行います。	

環境目標達成のために市民が行うこと

- 1 脱炭素社会づくりに貢献する「COOL CHOICE 運動」に参加します。
- 2 市の省エネイベントに進んで参加します。
- 3 徒歩や自転車、公共交通機関を利用し、環境に負荷のかからない移動手段を心がけます。
- 4 太陽光発電システムの設置や再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しなど、エネルギーの効率的な使用に努めます。
- 5 住宅の新築や改築を行う場合は、省エネルギー性能の高い住宅、賃貸住宅を選ぶ際は断熱性に優れた住宅の選択に努めます。

家庭における具体的な取組事項をイラストで紹介

(作成イメージ)

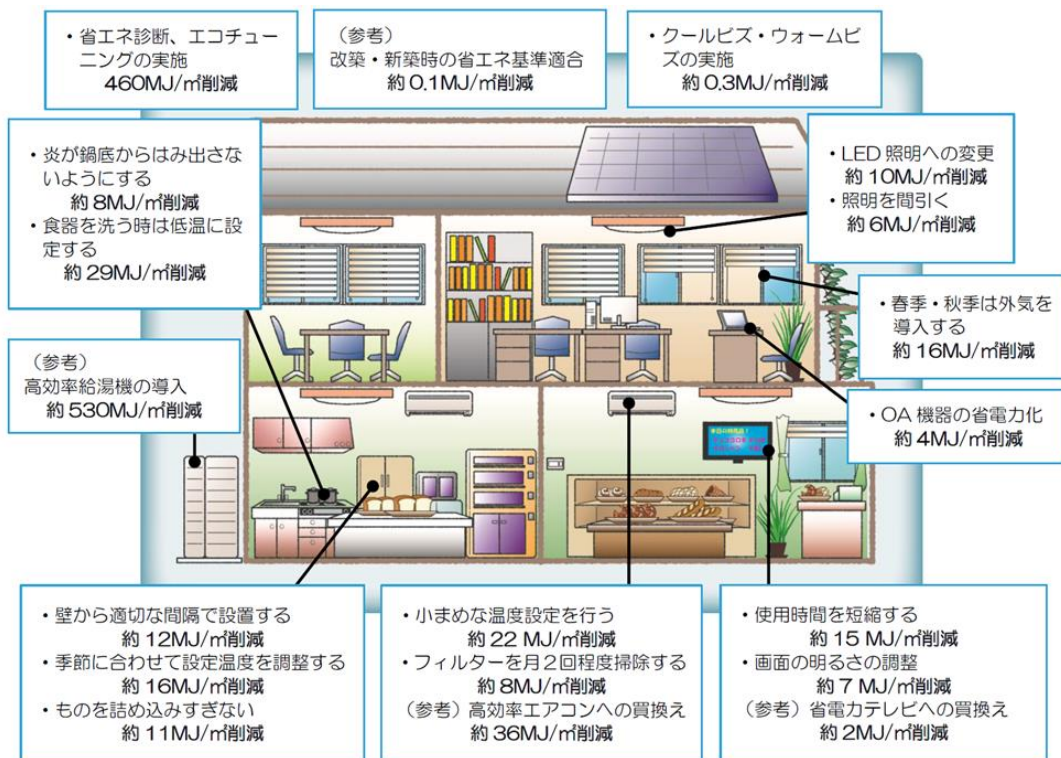


環境目標達成のために事業者が行うこと

- 1 脱炭素社会づくりに貢献する「COOL CHOICE 運動」に参加します。
- 2 市の省エネイベントに進んで協力します。
- 3 環境マネジメントシステム（目標設定型排出量取引制度、エコアクション 21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入します。
- 4 事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施します
- 5 太陽光発電システムの設置や再生可能エネルギー由来の電力契約への見直しなど、エネルギーの効率的な使用に努めます。
- 6 各種ライフラインや交通網の強靱化の確保に努めます。

事業所における具体的な取組事項をイラストで紹介

(作成イメージ)



現状と課題**みどりの保全**

県営公園の権現堂公園や久喜菖蒲公園、久喜市総合運動公園や弦代公園などをはじめとする身近なみどりは、多くの市民に親しまれているとともに、健康を含む市民の様々な生活の質（QOL）の向上にも貢献しています。

しかしながら、近年は都市化が進む中で、自然空間が失われつつあります。

そのため、樹林地や水辺の改変、遊休農地の増加を最小限にとどめるとともに、みどりの保全や創出を支援する制度の活用、コミュニティ活動や健康づくりの場としてのみどりの活用など、本多静六博士の公園整備や緑地保全に対する理念を継承し、市民がみどりとふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していく必要があります。

生物多様性の保全と理解の促進

本市には、利根川、中川、青毛堀川、元荒川などの河川のほか、葛西用水や見沼代用水などの用水路、池沼や湿地などの水辺、歴史的象徴の社寺林や屋敷林、市街地周辺の田園などの多様な環境要素が存在するため、多種多様な動植物が生息・生育し、生物多様性が豊かな地域となっています。

動植物では、ヒメシロアサザ、デンジソウ、キクモ、ミズオオバコ、オオタカなどが確認されていますが、生育・生息場所が減少しています。

近い将来絶滅が危ぶまれている生きものもあり、市内の生物多様性の保全に向けて、生態系ネットワークの維持・形成、在来の生きものの保全やアライグマやオオキンケイギク、アメリカオニアザミなどに対する外来生物対策を進めていく必要があります。

また、私たちの暮らしは多様な生きものが関わりあう生態系から得られる恵みによって支えられていることから、生物多様性の大切さを市民に広く周知していく必要があります。

健全な水循環の確保

本市は、河川や用水路等の水系に恵まれたまちですが、昨今、河川水質の環境基準の超過がみられます。

水が本市のみならず、人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を享受できるよう、湧水の保全や流域市町と連携しながら健全な水循環の確保に努めていく必要があります。

将来イメージ、取組に合わせた写真やイラストを追加予定

施策展開の方針

樹林や水辺、農地などは、空気浄化や水源かん養の機能を有するほか、動植物の生息・生育空間など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全する必要があります。また、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりややすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。

これらの大切な自然を次世代へと引き継いで「豊かな自然と人がともに生きるまち」を実現するために、本多静六博士の緑地保全に対する理念を継承するとともに、緑地や水辺の改変、遊休農地の増加を最小限にとどめ、池沼や湿地、公園、屋敷林などの「拠点」、河川や水路、道路などの「ネットワーク」、そして、水と緑の特性に応じた「ゾーン」を組み合わせ、有機的な水と緑のネットワーク形成を図ります。

また、市民が自然に親しめるよう、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供していくほか、市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 令和3（2021）年度	目標値 令和14（2032）年度
都市公園の整備（供用）面積	644,323 m ²	758,213 m ²
市民一人当たりの都市公園面積	8.00 m ²	8.75 m ²
自然環境保全地区の指定数（累計）	6 箇所	6 箇所
環境保全型農業推進事業実施面積	991.4 a	1,350 a

2032（令和14）年の将来イメージ

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、河川や用排水路、池沼、湿地などの水辺、農地、屋敷林、河畔砂丘などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養(かんよう)されています。

まちなかでは、本多静六博士の理念を具現化した公園の整備や住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

将来イメージ、取組に合わせた写真やイラストを追加予定

環境目標達成のために市が行うこと

個別目標 (5) 生物多様性の保全

12) 動植物の生息・生育環境の保全

- ・市内の動植物の実態を定期的に把握
- ・生きものの生息地（ハビタット）となっている既存の緑や水辺を保全するとともに、生物多様性に配慮した緑や水辺の創出・管理を促進
- ・環境体験学習等の講座やイベント開催を通じて、生物多様性の保全の重要性を市民・事業者へ周知・啓発

13) 動植物とふれあえる空間の創造

- ・緑や水辺の適切な維持管理の実施
- ・自然観察イベントなど、動植物とふれあえる機会と場の提供

14) 外来種対策の推進

- ・「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系や生活環境等への被害防止を推進

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	「指定希少野生生物種」の生息・生育調査を定期的実施するとともに、指定を継続し、保護を呼びかけます。	環境課 農業振興課 道路河川課 公園緑地課
②	自然環境や生物の多様性を保全・活用するため、市内のボランティアやNPO法人等と協働して、動植物の実態把握に努めます。	
②	自然環境保全地区の維持に努めます。	
④	希少動植物の生息・生育状況の情報収集に努め、土地所有者などの理解・協力を得ながら適切な保全策を講じます。	
⑤	「ふゆみず田んぼ」を実験的に実施し、コウノトリの採餌環境づくりに努めます。	
⑥	「外来生物法」や「生態系被害防止外来種リスト」に基づき、外来生物による生態系等への被害防止に努めます。	
⑦	自然観察池や親水型の散策場所、遊歩道を整備し、自然体験型の環境学習の場を提供します。	
⑧	自然観察イベント等の開催を図ります。	
⑨	生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。	

個別目標 (6) みどり・水辺の保全**15) 緑地の保全、創出、活用**

- ・樹林地や屋敷林を、重要な緑の拠点として各種の指定制度により保全するとともに、地域の市民や団体の協力を得て、適切な維持管理の取組を推進
- ・作物の生産や良好な景観の形成、動植物の生息・生育空間といった多面的な役割を担う農地の保全

16) 水辺の保全、整備、活用

- ・市内河川や池沼、湿地などの身近な水辺の維持管理を推進
- ・水辺を利用したイベントや河川清掃活動等の実施

17) 公園の整備、活用

- ・公園やビオトープ等の整備の推進
- ・公共用地内の緑地確保、開発事業等に伴う緑化指導を推進し、市内のみどりを保全・創出
- ・市民による緑化活動を支援

18) 水循環の保全

- ・流域市町村と連携して、雨水の貯留やかん養能力を持つ農地・緑地などの保全による健全な水循環の維持や下水道施設の維持管理を推進
- ・公共用水域及び地下水における水質保全を図り、良好な水環境の保全

個別目標達成に向けた施策

	施策	担当部署
①	「久喜市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全、緑化の推進、生物多様性の確保、水と緑のネットワーク形成などに関する各施策を総合的、計画的に実施します。	環境課 農業振興課 道路建設課 道路河川課 都市計画課 公園緑地課 下水道施設課
③	自然環境保全地区の維持に努めます。(再掲)	
③	屋敷林や社寺林、公園・緑地、水田・畑などを保全し、河川敷や道路沿いの緑化の推進により「水と緑のネットワーク」を形成します。	
④	公園や広場、保存樹木・保存樹林について、地域住民や団体、事業者と連携し、適切な維持管理を図ります。	
⑤	地域住民や団体、事業者による公共施設や道路の緑化活動を支援します。	
⑥	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。	
⑦	環境保全型農業の推進を図ります。	
⑧	荒廃農地の増加を抑制するため、農地中間管理事業を中心とした農地の利用集積、補助金などを活用した荒廃農地の発生防止や再生・利用などを推進します。	
⑨	市民や環境保全団体などと連携して、市民参加による河川や水路などの水辺の維持管理を推進し、水資源や水循環への関心を深めます。	
⑩	水質を保全するため、事業所などに対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視を行います。	
⑪	下水道施設の維持管理を推進します。	
⑫	雨水貯留施設の設置促進、排水施設の整備や適切な管理を行うなど、雨水の流出抑制対策を推進します。	

本多静六博士が与えてくれたもの

●誰も自由に利用できる緑の屋外空間＝公園を普及

日本の公園制度は1873（明治6）年の太政官布達に遡りますが、それまでは誰も自由に利用できる緑の屋外空間という概念（パブリックなオープンスペース＝公園）自体がなく、緑の屋外空間とは大名庭園や寺社の庭園（プライベートガーデン）、人々が集える空間として、寺社の境内や町の辻などがその役割を代替していました。太政官布達による公園整備も上野公園・芝公園など寺社境内の公園化が中心で、日比谷公園は日本で一から新しく公園を造る初めての試みでした。1893（明治26）年に日比谷公園と命名されましたが、当時の日本には公園の専門家がおらず、計画・設計が進まないなか、1901（明治34）年にドイツ留学を終えたばかりの本多博士を中心として計画立案することとなりました。

本多博士は、留学経験を生かしてドイツ式庭園を目指した一方で、江戸城に連なっていた堀を埋め立てる際に一部を心字池として埋め残し、日本的な要素も残すなどの設計を施し、1903（明治36）年に日本初の近代的な洋風公園が誕生しました。

本多博士は、その後、明治・大正・昭和と約35年間にわたって大宮公園をはじめとする全国各地の公園の設計・改造設計に携わりました。本多博士の功績は、優れた造園デザインによる公園を残しただけでなく、日本にはなかった公園という概念を全国に普及、定着させたことにあります。

現在、公園は私たちの身近な暮らしに潤いをもたらす空間としてなくてはならないものになっていますが、その礎を築いたのが本多博士なのです。

●世代を超えた森づくり・人の輪づくり

本多博士は、日本最初の林学博士として近代林学の基礎を築くとともに、明治神宮の森や東京都水源林などの森林の造成を行っています。

特に1914（大正3）年から関わった明治神宮の森は、人為的なデザインが施された植栽空間ではなく、世紀を超えたその先の森の姿を想定し、多様性（種類）、多層性（高さの違い）に重きを置き、人の手をほとんどかけず、自然の力によって世代交代を繰り返し、永続する自然の森を目指して設計されたものです。

明治神宮は、全国からの十万本にもおよぶ寄進された樹木を植栽したことで知られていますが、寄進された樹木には、本多博士の森林造成計画の意図にそぐわないクロマツ、ヒノキ、アカマツ、スギといった針葉樹も多く含まれていました。本多博士は「森の未来予想図」を描き、150年後には常緑広葉樹林へと自然遷移することを見据え、すべての献木を捨てることなく植栽しました。

その後、スダジイ、カシ類など土地本来の樹種の生長に伴い、次第に針葉樹は姿を消していき、ほぼ100年経った現在、本多博士が森の未来予想図で描いていた150年後の林相になっており、地域本来の常緑広葉樹林となりつつあります。

埼玉県では、このように林学の視点を取り入れた成長・変遷する森づくりの考え方を取り入れ、「彩の国みどりの基金」を活用しながら森林の少ない地域に県民参加で新たに森林を創出する「本多静六博士の森づくり」事業を進めており、市内では、本多静六博士の森が整備され、地域住民による森林の保全・育成活動が継続的に行われています。

環境目標達成のために市民が行うこと

- 1 樹林地や水辺空間、公園の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加します。
- 2 市や地域の緑化活動に進んで協力、参加します。
- 3 自然観察会や体験型学習イベントなどに積極的に参加します。
- 4 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 5 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めます。

環境目標達成のために事業者が行うこと

- 1 市民や市が実施する自然観察イベントや美化活動に積極的に協力・参加します。
- 2 市や地域で行う緑化運動に協力します。
- 3 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 4 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深めます。
- 5 敷地内や屋上などの緑化に努めます。

環境目標3

資源循環に配慮した暮らしを育むまち

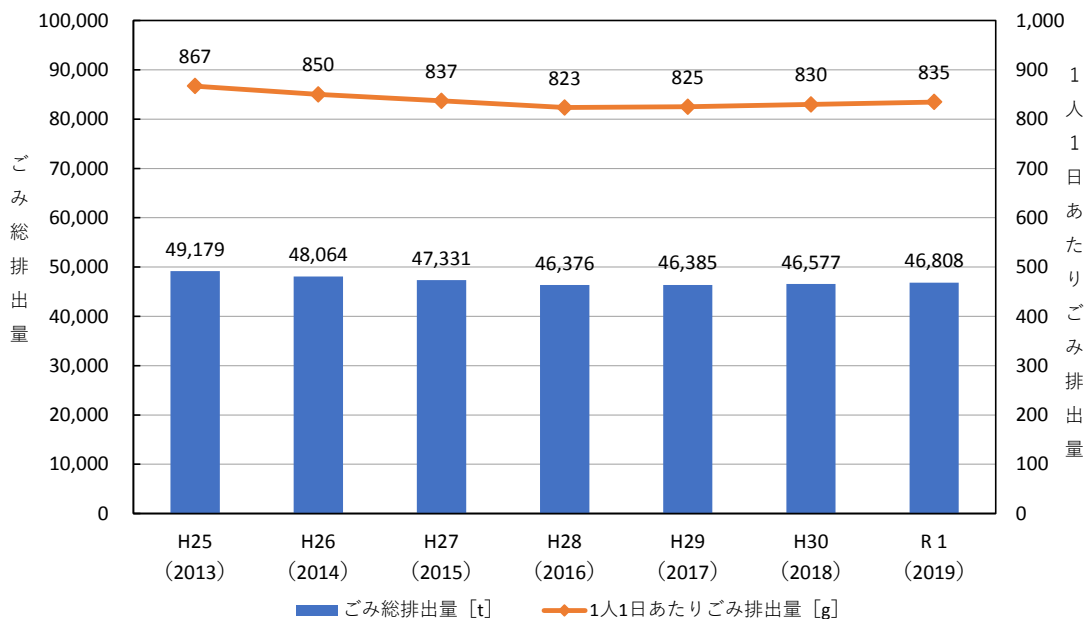
現状と課題

5Rの取組の継続的な推進

本市では、広報によるごみ減量の啓発など、ごみの減量化・資源化に向けた5Rを推進していますが、令和元（2019）年のごみ総排出量は46,808t、市民一人1日あたりのごみ排出量は、835gとなっており、前計画策定時よりは減少しているものの、近年は微増傾向で推移しています。

引き続き、5Rのライフスタイルやビジネススタイルの普及に努めるなど、より一層のごみ減量化を進めていく必要があります。

ごみ総排出量と1人1日あたりのごみ排出量



備考) ごみ総排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量

1人1日あたりのごみ排出量=(ごみ総排出量) $\times 10^6$ /人口/365【R1のみ366】

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

将来イメージ、取組に合わせた写真やイラストを追加

食品ロスの削減

国内における食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、2019（令和元）年で約570万t発生しているとされており、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の年間食料援助量約420万t（2020（令和2）年）を大きく上回る量です。これは、日本人一人当たりで換算すると、お茶碗約1杯分（約124g）の食べ物が毎日捨てられている計算になります。

そのため、2019（令和元）年5月に成立した「食品ロス削減推進法」では、食品生産から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力を「国民運動」として位置づけています。

本市においても、さらなるごみ減量の推進に向けて、食品ロス削減に向けた取組を強化していく必要があります。

プラスチックごみの削減

私たちの生活のあらゆる場面で利用されているプラスチックですが、まちなかにポイ捨てされたプラスチックの多くが、雨や風で河川に流れ込み、海へ流れ着きます。

海洋には、合計で1億5,000万tのプラスチックごみが存在すると推定され、さらに毎年800万t以上のプラスチックがごみとして海洋に流れ込んでいます。これらのプラスチックは自然界の中で、半永久的に完全に分解されることなく存在し続けることから、既に海の生態系に甚大な影響を与えているなど世界的な問題となっています。

本市においても、使い捨てが中心のプラスチック等の使用削減や分別の徹底によるリサイクルの推進などの取組の強化が必要となっています。

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

従来の5Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が求められています。

国・県の動向を注視しながら民間活力を活用し、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑止等を目指していく必要があります。

施策展開の方針

ごみ（廃棄物）を減らすためには、まず、余計なものは買わない、使わない、貰わないこと（発生回避：リフューズ）とごみを出さないこと（発生抑制：リデュース）を優先して、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）、修理（リペア）を推進することが必要です。ごみを減らすことは、環境への負荷の抑制につながるだけでなく、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らすことが可能です。

ごみの総排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は減少傾向にありますが、引き続き、より一層のごみ減量に向けて、ごみの発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）、修理（リペア）の5Rを推進し、市民・事業者への普及啓発活動を実施していきます。

また、分別排出の徹底による資源化の促進、収集運搬作業の効率化など、ごみ処理体制を充実していきます。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 令和3（2021）年度	目標値 令和14（2032）年度
市民一人1日当たりのごみの排出量	652g	595g
最終処分量	773t	635t

2032（令和14）年の将来イメージ

必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。

家庭では水切り等の徹底や食品ロスを減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。

使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民一人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

また、循環経済への移行が進み、ごみとして捨てるものでも資源として再利用する仕組みが整っています。

将来イメージ、取組に合わせた写真やイラストを追加

環境目標達成のために市が行うこと

個別目標（7） 5Rの推進

19) ごみの発生抑制に向けた普及、啓発

- ・広報紙やホームページ、パンフレット、ポスター等を活用して、発生回避、発生抑制、再使用、再利用によるごみの減量化・資源化のための情報を提供
- ・地域団体と連携し、ごみをつくらない、出さないための行動を呼びかけ
- ・使い捨てプラスチックの使用削減や食品ロスを抑制する取組など、ごみの減量化に対して効果のある諸制度について、幅広く情報を収集し、必要に応じて導入を検討

20) 資源化推進のための仕組みづくり

- ・不要となったものを再使用、再生利用するための仕組みづくり
- ・資源物の集積所回収をはじめ、市民団体等による集団回収活動への支援などの資源物回収事業を実施
- ・事業所に対して、自らが責任をもって適切に処理することを徹底させるための啓発及び指導を実施

21) 循環経済への転換に向けた普及、啓発

- ・市民に対するエシカル消費行動の呼びかけ、事業所に対する環境配慮型商品・製品の設計・製造・販売を呼びかけを実施

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	ごみの減量化のため、ごみの発生回避（リフューズ）、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の更なる推進に主眼を置きながら、再生利用（リサイクル）、修理（リペア）を含む5Rを推進します。	資源循環推進課 久喜宮代衛生組合
②	買い物時のごみの発生を抑制するため、事業者とともに簡易包装による購入やマイバッグの持参などを市民に呼びかけます。	
③	事業者とともに、使い捨てプラスチックの使用の抑制を市民に呼びかけます。	
④	家庭や飲食店等に対し、食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで食品廃棄物の発生を抑制するよう啓発します。	
⑤	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。	
⑥	空き缶、空びん、ペットボトル等の回収、資源化及び再生利用を推進します。	

施策	担当部署
⑦ 庁内から排出されるごみの分別収集や機密文書の溶解処理（セキュリティリサイクル）などリサイクルを推進します。	
⑧ 公共施設において、使用済インクカートリッジの回収を行い、リサイクルを啓発します。	
⑨ 使い捨てのプラスチック製品の使用を削減するよう啓発します。	
⑩ 市民に対する環境に配慮した消費行動や、事業所に対する環境配慮型製品の設計・製造・販売を呼びかけていきます。	

久喜市の食品ロス削減の取組

●「てまえどり」の啓発

「てまえどり」とは、商品棚の手前にある商品を選ぶことです。賞味期限が近づいている商品を積極的に選ぶことで、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどでの売れ残りや返品の削減につながります。

久喜市では、オリジナル「てまえどり POP」を作成し、市内事業者の協力を得ながら「てまえどり」の習慣化を目指しています。



●フードドライブ・フードポスの活動

フードドライブ・フードポストとは、事業所などで包装の破損や過剰在庫などの理由により、通常の販売が困難な食品、家庭などで食わずに余っているレトルト食品、缶詰や菓子類などの食品を引き取り、必要としている施設や団体、生活困窮者へ無償で提供することです。

久喜市では、市内の公共施設や郵便局に、食品の寄付を受け付けする「フードポスト」を2021（令和3）年10月から設置しています。寄付いただいた食品は、市内の「子ども食堂」や「フードパントリー」等の活動団体を通じてひとり親家庭等の支援を必要としている方にお届けしています。

また、市内の高校生が子ども食堂やフードポスの活動に参加するなど、行動の輪が広がりつつあります。



●「広報くき」（令和3年12月号）



「広報くき」（令和3年12月号）では、世界的な社会問題であり、SDGsの解決すべき課題でもある「食品ロス」をテーマとして特集しています。

「ロス発生を減らす」「余った食材を活かす」の2つの切り口から、食品ロス問題とその解決に向けた取り組みを掘り下げました。

食品ロスに対して個人ができること、食糧支援や子ども食堂などを運営している市内団体の取り組みや活動に対する想い、市内高校の生徒による自発的な取り組み等を紹介した記事が高く評価され、令和4年全国広報コンクールで読売新聞社賞を受賞しています。

個別目標 (8)

適正な処理の推進

22) 分別排出、収集の徹底

- ・ごみの分け方、出し方について必要な情報をわかりやすく市民・事業者に提供し、分別排出の徹底を促進
- ・生ごみの水切りの徹底について市民に呼びかけ

23) 安定的で効率的なごみ処理体制の推進

- ・高齢者世帯の増加など、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全に配慮した収集・運搬を推進

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	ごみの出し方（分別収集、収集日時、各集積所の管理）の周知を図るため、普及啓発活動を行います。	資源循環推進課 久喜宮代衛生組合
②	生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機・容器が普及するよう支援します。	
③	ごみの分別品目について、法令やリサイクル技術の動向や、市民意識などを考慮しながら、必要に応じて見直しを行います。	
④	収集運搬方法の効率化や、ごみ出し困難を伴う市民への対応など、より良い収集方法について検討します。	

環境目標達成のために市民が行うこと

- 1 すぐにごみになるもの、資源化しにくいものは買わないようにします。
- 2 ごみ出しルールに基づいて、正しく分別して出すことを徹底します。
- 3 家庭や飲食店では、食べ残しが発生しないようにします。
- 4 生ごみを出す場合は、水分を良く切り、ごみを減量します。
- 5 マイバッグやマイボトルを持参し、可能な限りレジ袋や使い捨てプラスチックは受け取らないようにします。

環境目標達成のために事業者が行うこと

- 1 資源化できるごみの分別を徹底し、リサイクルします。
- 2 リサイクルBOXの設置に努めます。
- 3 ばら売りや量り売りを増やします。
- 4 商品の過剰包装は控えます。
- 5 使い捨てプラスチックの提供は控えます。
- 6 飲食店では、食べ残しが発生しないよう利用者に呼びかけます。
- 7 フードバンク事業に協力します。
- 8 環境配慮した製品の設計・製造・販売に努めます。

現状と課題

良好な生活環境の維持

本市では、大気、水質、騒音及び振動について、監視を定期的に行っています。

大気、騒音及び振動については、概ね環境基準を達成し、良好な状態が維持されていますが、水質については環境基準の超過がみられます。

引き続き、監視を継続するとともに、法令に基づく公害防止に向けた事業所・工場などへの指導の実施や事業者の自主的な環境配慮への取組の促進を行い、安全・安心に暮らせる良好な生活環境を保全していく必要があります。

環境美化、地域での生活環境問題への対応

本市では、「久喜市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」に基づき、空き缶、たばこの吸い殻などごみのポイ捨て、犬のふんの放置の禁止などにより、美しいまちづくりを推進しています。

引き続き、市民や事業者のマナー向上・法令遵守に向けた取組や環境美化活動を実施する必要があります。

また、ペットの飼育に関わる問題や生活騒音など、その予防や早期解決を図るための取組が必要となっています。

気候変動に対する適応策の推進

本市では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」について取組を進めており、今後は、気候変動の影響に備える「適応策」への対応も必要となります。

地球温暖化に伴う気候変動により、局地的大雨などによる水害や土砂災害の発生、熱中症や動物が媒介する感染症（デング熱など）の拡大、農作物への影響等も想定されています。そのため、防災・健康・福祉・農業など他分野とも連携し、グリーンインフラを活用した地域の防災・減災力の強化対策や市民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

持続可能でレジリエント^{*}なまちづくり

近年、気候変動との関連性が指摘されている集中豪雨などの深刻化する自然災害などから市民の命と安全・安心な生活を守るため、国や県と連携しながら気候変動への適応策の強化を図り、まちの防災力向上と災害をはじめとしたあらゆる危機に柔軟に対応できる持続可能でレジリエントなまちづくり^{*}を推進していく必要があります。

^{*} レジリエントとは弾力や柔軟性があるさまを意味し、自然災害などにより都市機能が壊れない強さ（強靭さ）ではなく、都市機能が壊れてしまってもすぐに回復する強さ（強靭さ）を持った「まち」のことをいう。

施策展開の方針

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等からの届出の審査、指導、立ち入り検査を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施していきます。

また、魅力的で快適なまちなみを形成・維持していくために、ごみのポイ捨て防止などまちの美化に関する市民意識の向上、廃棄物の不法投棄の発生抑止や、景観法等に基づく、開良好な景観づくりの取組を実施していきます。

さらに、気候変動がもたらす風水害をはじめとして、都市において想定されるさまざまな災害に対応するため、環境面から強靱なまちづくりの取組みを推進していきます。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 令和3（2021）年度	目標値 令和14（2032）年度
大気環境基準達成率	83.3%	83.3%
河川環境基準達成率	78.0%	88.1%
まちなみの美しさに対する市民の満足度（満足+やや満足）	16.9%	20.0%

2032（令和14）年の将来イメージ

大気や河川、騒音、放射線などに対する調査・監視・指導の継続により、環境基準を達成し、都市・生活型公害への苦情が減っています。

ポイ捨てや不法投棄によるごみが少なくなり、美しいまちが維持され、人々が愛着を感じるみどり、眺望等の景観資源が維持されています。

また、国や県と連携し、短時間の集中豪雨などによる浸水被害や土砂災害の防止対策の強化が図られ、災害に強く安全・安心に暮らせるまちになっています。

将来イメージ、取組に合わせた写真やイラストを追加

環境目標達成のために市が行うこと

個別目標（9） 公害防止対策の推進

24) 公害防止対策の推進

- ・法令等に基づく事業所・工場等への指導、立ち入り検査の実施など、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取組を実施

25) 監視、測定の実施

- ・大気、水質、騒音・振動、放射線量など、市内の環境状態の監視・測定を実施

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	生活環境を保全するため、事業所や工場等に対し、関係法令の規制基準を遵守するよう指導するとともに、定期的な監視や適切な指導を行います。	環境課 交通企画課 道路建設課
②	大型車が通る道路では、自動車交通騒音等を緩和する高機能舗装による整備等、道路環境の改善を進めます。	
③	生活道路へ通過車両が進入することを防ぐため、安全対策の見直しや交通規制の実施の検討、幹線道路（都市計画道路）の整備を進めます。	
④	大気中への石綿の飛散を防止するため、建築物の解体現場などにおける飛散防止対策について県と連携を図ります。	
⑤	大気、水質、騒音・振動などの監視・測定を行い、測定結果を公表します。	

個別目標（10） 安全・安心な生活環境の保全

26) 環境美化の推進

- ・環境美化に対する市民・事業者のモラルの向上を促進
- ・まちの美化の取組として、「ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動」等を地域との協働で実施

27) 街並み景観の向上

- ・景観法に基づく、景観形成の取組を実施
- ・地域の特徴を活かした久喜らしい景観づくりを推進

28) 災害に強いまちづくりの推進

- ・関係機関と連携しながら、風水害等に備えたハード整備や施設・設備の点検・維持管理を推進
- ・災害時に災害対策本部として機能を担う庁舎や避難所となる公共施設・学校等において、自立的エネルギーとして活用できるシステムの導入を推進
- ・道路の拡幅整備やバリアフリー等による避難路の確保、緑地等の整備による避難地の確保や延焼防止機能の強化など都市防災機能の強化を推進

個別目標達成に向けた施策

施策	主な担当部署
① 快適で心地よい生活環境を維持するため、ごみやたばこのポイ捨て、犬のふん害防止等、まちの美化に関する市民の意識の向上を図ります。	環境課 消防防災課 道路河川課 都市計画課 都市整備課 下水道施設課
② 廃棄物の不法投棄に対し、県や警察と協力して対応します。	
③ 市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。	
④ 建築や建設などの行為、開発行為等にあたっては、景観や環境に配慮するよう指導を行います。	
⑤ 地域の特色を活かした良好な街並みを形成するため、地区計画の活用を検討します。	
⑥ 空家、空き地について、所有者等へ適切な管理、必要な措置をとるよう要請等を行います。	
⑦ 国や埼玉県、流域自治体と連携し、堤防強化対策などの治水事業を推進します。(再掲)	
⑧ 下水道施設・貯留施設の整備、雨水貯留施設の設置促進、排水施設の整備や適切な管理の推進など、水害予防対策を推進します。(再掲)	
⑨ 災害発生時における各種ライフラインや交通網の強靱性を確保するため、関係機関等に依頼し、連携を図ります。(再掲)	

環境目標達成のために市民が行うこと

- 1 ごみやタバコのポイ捨てはせず、ペットのふんは必ず持ち帰ります。
- 2 家庭ごみなどの野焼き、不法投棄はせず、適正に処理します。
- 3 地域の美化運動に積極的に協力します。
- 4 エコドライブに努め、騒音や振動をまねくような自動車やバイクの運転は慎みます。
- 5 建築物を新築・改修する際は、周辺の景観に配慮します。

環境目標達成のために事業者が行うこと

- 1 法令や条例などに基づく規制・基準を遵守し、環境コミュニケーションを推進します。
- 2 法律に基づき廃棄物を適正に処理します。
- 3 事業所や周辺の清掃・美化に努めます。
- 4 地域の美化運動に積極的に協力します
- 5 建築物を新築・改修する際は、周辺の景観に配慮します。

環境目標 5

みんなで取り組む環境づくりのまち

現状と課題

環境意識の醸成

本市では、市民、市民活動団体による自然環境の保全活動や省エネの推進活動、美化活動が数多く実施されています。

引き続き、このような取組を積極的に支援し広めていくとともに、市民・事業者のさらなる環境意識の向上を図り、自主的な行動につなげていく必要があります。

特に、未来を担う子どもたちへの環境教育の充実や地域ぐるみでの環境保全活動の活性化を図ることが必要です。

人材育成の強化

本市では、様々な活動団体による環境保全活動が展開されていますが、活動団体によっては参加者の高齢化、活動の後継者の確保などの問題を抱えています。

そのため、様々な主体が参加できる環境学習講座の充実などを図り、環境に配慮した行動をとることができる環境ボランティアや環境保全活動の推進役の育成が求められています。

環境保全活動の拡大

社会環境が急激に変化しているなか、地域における環境の課題も複雑多様化してきています。このような多様な地域の環境課題に対応するためには、今まで以上に市民・事業者の持つ能力や地域が持っている活力を生かしていくことが求められています。

そのため、市民・事業者の自主性や主体性を尊重しながら、互いの特性を生かして連携・協力する環境保全活動の推進が必要となっています。

環境関連情報の受発信の改善

環境意識の醸成や環境保全活動の拡大に向けては、正しい情報を適切なタイミングと伝達手段を持って広く発信していく必要があるほか、市民や事業者の環境活動の実践例や取組効果などを広く紹介し、活動情報を共有することも必要です。

そのため、より多くの市民や事業者の興味をひきつける情報発信の工夫や、環境活動に参加したくなるようなコンテンツの企画・実施を行っていく必要があります。

施策展開の方針

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直し、変えるだけでも、その解決に繋がるものです。

私たちには、次の世代も快適な生活が送れるよう「環境にやさしいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのためには、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていくほか、若い世代との意見交換や協働作業を行いながら、環境学習講座や環境イベントの参加を促進します。

関連する SDGs



環境指標

指標	現状値 令和3（2021）年度	目標値 令和14（2032）年度
環境学習講座の延べ参加者数	15	160

2032（令和14）年の将来イメージ

家庭や学校、職場など様々な場面で、環境問題について正しい知識を学び、その解決に向けて積極的に行動できる市民や事業者が増え、持続可能な消費行動が生活習慣となって定着しています。

子どもから大人まで誰もが気軽に楽しみながら参加できる環境学習会やイベントが数多く開催されるなど、環境学習の機会も増え、市民・事業者・行政の協働による環境保全活動が積極的に行われています。

環境問題について気軽に学べる機会が増えたことで、多種多様な取組みが実践されており、環境活動の重要性や楽しさを伝える情報の受発信も盛んに行われています。

将来イメージ、取組に合わせた写真やイラストを追加

環境目標達成のために市が行うこと

個別目標（11） 環境教育・環境学習の推進

29) 学校における環境教育の充実

- ・次世代における環境問題解決の担い手となる児童・生徒への環境教育について、学習用端末などの ICT を活用しながら、身近な環境問題や SDGs、気候変動問題などに関する教育の取組を推進
- ・環境教育に関して、専門家のほか、民間の環境活動団体や事業者、埼玉県環境アドバイザーなどの地域の人材を積極的に活用

30) 地域における環境学習機会の拡充

- ・環境学習講座等により、地域で活躍する環境活動・環境教育の担い手を育成するとともに、環境ボランティアが活躍する場や機会を創出
- ・幅広い世代の興味を引き付ける環境学習の企画の立案や、ICT を活用した情報発信や気軽に環境活動に参加しやすくなる工夫を実施

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	次世代を担う小中学生を対象に、SDGsや気候変動をめぐる問題の意識付けを行います。	環境課 指導課
②	身近な環境問題を取り上げた学習教材を各学校で活用します。	
③	環境教育に関して、専門家のほか、民間の環境活動団体や事業者、埼玉県環境アドバイザーなどの地域の人材を積極的に活用します。	
④	市民・事業者の環境保全意識向上のため、環境学習の機会の充実を図ります。	
⑤	市民・事業者の環境学習の拠点となる場所の拡大・充実を図ります。	
⑥	環境学習活動に講師の派遣等の支援を行うよう努めます。	
⑦	省エネルギーに関するセミナーを通じて省エネルギー意識の向上に努めます。	

個別目標（12）

環境に配慮した行動の実践

31) 環境負荷の少ないライフ・ワークスタイルへの転換

- ・市民・事業者に対する適切な環境関連情報を提供
- ・市民・事業者の環境に配慮した自主的な活動を支援

32) 環境活動情報の共有

- ・メディアや SNS を含めたさまざまな媒体や ICT の活用により、効果的な環境活動の情報を発信
- ・市民や事業者等の各主体が持つ情報や知識・経験などが共有できる、双方向の情報受発信を積極的に展開できる仕組みづくりを推進

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	電気・ガスの節約や利用の効率化、地産地消の推進など、市民や事業者のエコライフ活動や省エネルギー行動の普及を促進します。	環境課 資源循環推進課 久喜宮代衛生組合
②	ごみの減量化や再資源化を推進するため、広報紙や市ホームページなどで、5Rの推進、環境に配慮した事業活動やグリーン購入の重要性などについて普及・啓発活動を推進します。	
③	エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。(再掲)	
④	事業所における環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。	
⑤	環境問題に係る情報の収集・提供を行います。	
⑥	市民・事業者が行う環境保全活動について周知を行います。	
⑦	環境問題に係る効果的な情報の受発信の方法について検討を図ります。	

高校生ワークショップ

2022（令和4）年7月に、久喜高等学校、久喜北陽高等学校、久喜工業高等学校、鷲宮高等学校、栗橋北彩高等学校に協力を頂き、久喜市の環境や環境活動の改善アイデアなどの意見交換を行うWEBミーティングシステムを活用したオンラインワークショップを開催しました。

18名の高校生に参加を頂き、「久喜市の環境の良いところ・悪いところ」、「環境活動の輪を広げるための工夫、アイデア」について、3グループに分かれ、若い世代の視点から普段の生活の中で感じていること、実践していることなどを自由に意見交換しました。

特に環境情報の発信方法については、SNSを活用した容易に実行可能な具体的なアイデアや、これまで環境の講座やイベントに参加したことがない市民の興味を引きつける面白いアイデアを頂きました。

頂いたご意見は、各環境目標への反映を行ったほか、今後、市からの情報発信の方法の改善や各種の講座・イベント開催・運営の参考にさせていただきます。



●「久喜市の環境の良いところ・悪いところ」の主な意見

- ・地球温暖化の影響により生物季節がずれていることを実感している。
- ・一人ひとりの省エネ行動が大切だと思う。意識を変えて、できることから始めるべき。
- ・地面が涼しくなるようなスプリンクラーの設置や地域の人たちや中高生での水まき（打ち水）などで、地面の温度を下げるできないか。
- ・青毛堀川の土手に缶などが捨てられていて、ポイ捨てが目立つ。
- ・ポイ捨てをしない人を増やすために、『本当に捨てていいんですか』など貼り紙などで啓発してはどうか。
- ・自販機が多くて、自販機脇のごみ箱もパンパンになっているのでマイボトルの習慣が普及すればと思う。
- ・自然は豊かな印象を受けるが、公園や広場が少ないと思う。
- ・通学するときに桜がみれたり、季節の花が感じられるのがよい。

●「環境情報の発信方法の工夫」についての主な意見

- ・環境について特段の興味があるわけでもないので、自分からは情報を拾いにいかない。情報を受け取ってもらうのを待っているのではなく、市から直接呼びかけに行くことも重要である。
- ・高校生はInstagramが情報をみる中心。SNSでアピールできるといいと思う。小学生は保護者に伝わるようにPRできるとよい。小学校にパンフレットを配布するなど。
- ・久喜市のイベントの内容なども今日聞いて初めて知った。Twitter、HPなどは自分で検索しなくてはならないので、Instagramなどでお薦めに流れてくるといいと思う。
- ・動画にまとめて配信すると思う。文字だと読み飛ばしてしまうので、楽しそうな姿をみせたり、面白い要素があるとよい。
- ・動画の場合は、サムネイルは重要。そこで第一印象が決まる。ハッシュタグも重要。

●「環境イベントのアイデア」についての主な意見

- ・楽しそうじゃないと参加しない。キャンドルづくりなど、お祭りのなものも交えていかないと若い人はこない。
- ・見るだけでなく、参加型体験型などがいいと思う。育てていけるイベントなど、継続できるものがあると思う。・ものをつくるWS的なものも入れてはどうか。
- ・自然について問題をつくって家族で問題を解く謎解きクイズのイベント。クイズに答えられたら何かもらえると思う。
- ・お孫さんと参加したらインセンティブ（ジュースなど）を与えるなどの工夫があっても良い。

個別目標 (13)

協働による環境活動の推進

33) 環境ボランティアの育成

- ・環境学習講座等の開催を通じて、学校や地域での環境体験学習で助言・指導ができる環境ボランティアを育成

34) 環境に配慮した活動への支援

- ・市民や事業者が自主的に行う環境活動を支援
- ・経済活動と環境配慮の両立をめざす中小企業を取組を支援

35) 協働による環境活動、イベントの充実

- ・市内の環境団体やボランティア、学校、企業等と連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動やイベントの開催・充実

個別目標達成に向けた施策

	施策	主な担当部署
①	環境保全活動をけん引する市民団体やボランティアの次世代の人材育成を図ります。	環境課 公園緑地課
②	市民・事業者が環境保全活動へ参加できる機会の充実を図ります。	
③	環境保全に貢献している市民団体を支援します。	
④	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。	
⑤	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。	

環境目標達成のために市民が行うこと

- 1 地域で行われる環境に関する活動やイベントに積極的に参加します。
- 2 環境に関する講座に積極的に参加します。
- 3 書籍やホームページなどを活用して、自主的に環境学習に取り組めます。
- 4 環境学習で得たことを、日常生活における環境配慮行動に活かします。
- 5 自らの知識や経験、技術を活かして、地域の環境保全活動に貢献します。

環境目標達成のために事業者が行うこと

- 1 地域で行われる環境に関する活動やイベントに積極的に協力しましょう。
- 2 自主的な環境保全活動に関する情報発信や体験型環境学習プログラムの提供など、環境コミュニケーションを推進します。
- 3 環境に配慮した事業活動に関する研修や勉強会等を開催し、従業員の環境意識向上を図ります。
- 4 研修や勉強会等で得た知識や技術を、環境に配慮した商品開発やサービスの提供につなげます。
- 5 事業者同士で活動のノウハウを共有するなどして、地域のネットワークづくりにつなげます。

